

●利殖商法

「値上がり確実」「必ず儲かる」など、利殖になることを強調して投資や出資を勧誘する商法。なかには詐欺まがいのものもある。

●当選商法

「当選した」「景品が当たった」「あなただけが選ばれた」などと特別な優位性を強調して消費者に近づき、商品やサービスを販売する商法。

●無料商法

「無料サービス」「無料招待」「無料体験」など「無料」であることを強調して勧誘し、最終的に商品やサービスを購入させる商法。

《出典：国民生活センターサイト》

ご存じですかクーリングオフ

●クーリング・オフ制度とは

訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引について、契約を結んだ消費者に一定の考える時間を与え、その期間内であれば、消費者側から一方的に契約を解除できる制度です。

●クーリング・オフの方法

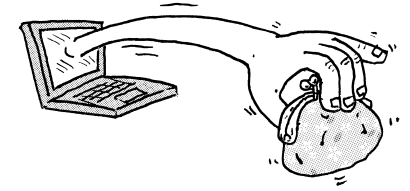
必ず書面で通知しましょう。

「内容証明郵便」やはがきの両面をコピーして控えを取り「配達記録郵便」で出すなど、通知を出したことが記録として残るようにしておきましょう。

クレジット契約を利用しているときは、契約書に書いてある信販会社にも通知しましょう。

※クーリング・オフができない場合もありますので注意しましょう。もし、上記の被害にあわれたり、ご心配な場合は、神戸市消費生活センターにご連絡ください。

インターネット犯罪



最近、インターネットの普及に伴い、インターネットを使っての犯罪が激増しています。特に、個人のクレジットカード情報がねらわれ、金銭がだまし取られるケースが多いようです。

このような犯罪に巻き込まれないような注意が必要です。

1. インターネット犯罪とは

- ◎他人のID・パスワードを悪用する行為（不正アクセス禁止法違反）
- ◎インターネットオークション等における架空販売行為
- ◎出会い系サイト等による児童買春ポルノ禁止法違反、出会い系サイト規制法違反
- ◎わいせつ画像をインターネットで公開するわいせつ物公然陳列
- ◎インターネットの掲示板を利用した犯行予告行為
- ◎他人の著作物を権利者に無断で流通させる行為（著作権法違反）

2. 対策

- ◎インターネット社会でも、実生活と同じルールとマナーを守る。
- ◎他人のプライバシーを尊重する。
- ◎住所氏名などの個人情報を入力する時は、十分注意する。
- ◎ID・パスワードなどの管理を徹底する。
- ◎他人のミスを大げさに指摘しない。
- ◎メールを送る前に、内容をよく確認する。
- ◎面と向かって言えないことは書かない。

《出典：Yahooニュース》

3. 警察庁 サイバー犯罪対策

インターネットの利用者が急激に増加する中、それに伴ってサイバー犯罪が増加し、その手口も一層複雑・巧妙化しています。「サイバー犯罪対策室」では、サイバー犯罪の取締り、サイバー犯罪の予防対策に関する広報活動等、さまざまな活動を紹介しています。

<http://www.npa.go.jp/cyber/>